

## 鉄道の運賃及び料金に関する職権の区分等(旅客関係)

運賃及び料金の分類		分		類	権限委任等
運賃	上限の設定・変更 ・ 普通旅客運賃、定期旅客運賃、加算運賃 ・ 新規開業、新駅設置、線路振替等により現に適用している上限運賃の最遠区間を超えることとなる場合において、当該超えることとなる区間について、単純又は遠距離遞減的に設定する普通旅客運賃及び定期旅客運賃 ・ 通用期間が1か月等短期間の定期旅客運賃を設定している者が、当該運賃を変更しないで設定する通用期間が3か月等の定期旅客運賃 ・ 普通旅客運賃のみを設定している者が、当該運賃を変更しないで設定する定期旅客運賃 ・ 適用方法の軽微な変更(個室の定員未滿利用に係る適用方法等) ・ 新規開業、新駅設置、線路振替等の場合において、現に適用している上限運賃の最遠区間を超えない範囲内で設定する普通旅客運賃及び定期旅客運賃(増設路線について既設線と同一の営業キロ等によって設定するもの及び既設線と同一の営業キロ等によって設定している増設路線にあつて既設線の駅に対応しない新駅等に係るものを除く。) ・ 複数経路選択可能な区間における短絡経路の適用 ・ 途中下車又は通用期間の取扱方 ・ 設定(変更)認可を受けた運賃の廃止	認可(16条1項)	基本的なものの	軽微でないもの 軽微なもの	大臣認可 地方運輸局長認可
		・ 普通旅客運賃、定期旅客運賃、加算運賃 ・ 特定運賃 ・ 現に上限の認可を受けている定期旅客運賃の通用期間の範囲内において設定する新たな定期旅客運賃 ・ 回数旅客運賃、貸切旅客運賃、特殊割引(身体障害者割引、知的障害者割引、学生割引、被救護者割引、勤労青少年割引等)、往復割引等 ・ 乗継運賃 ・ プリペイドカード等に係る割引 ・ 適用方法の変更	届出(16条3項)	基本的なものの 基本的なもの	軽微でないもの 軽微なもの
運賃					

